

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 過誤納金還付請求上告受理申立事件
国側当事者・国

平成21年5月26日不受理・確定

（第一審・東京地方裁判所 平成 ●●年（〇〇）第●●号、平成20年8月8日判決、本資料258号－145・順号11003）

（控訴審・東京高等裁判所 平成 ●●年（〇〇）第●●号、平成20年11月28日判決、本資料258号－234・順号11092）

決	定
申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	田中 紘三ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	奥寺 政隆

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年5月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 堀籠 幸男

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴